

衆議院小選挙区選出議員選挙 比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

とき
12月16日
午前7時から午後7時まで

ところ
市内108カ所の投票所
※入場券に記載してありますので確認してください。

投票できる人は

- 投票できる人は、次の要件をい
ずれも満たし、選挙人名簿に登録
されている人です。
- 12月16日現在で満20歳以上の人
(平成4年12月17日までに生ま
れた人)。
- 平成24年9月3日までに本市に
住民票が作成された人(他の市
区町村から転入した人は、9月
3日までに転入届をした人)。
- ※9月4日以降に本市に転入した
人は、転入前の住所地の選挙人
名簿に登録されていれば、投票
用紙を請求し、本市で不在者投
票をすることができます(請求
用紙は本市の本庁・選挙管理委
員会事務局にあります)。

※通学のため親元を離れて生活し
ている市外在住の学生で、本市
に住民登録をしたままの人は、
現在住んでいるところが住所地
と認定されるため、本市の選挙
人名簿に登録されていても投票
することができません。ご注意
ください。

投票所入場券

投票所入場券(ハガキ)は、有
権者の皆さんに郵送します。投票
日には、入場券を持って投票所へ
お出かけください。
なお、入場券がないときでも、
各投票所にある選挙人名簿で本人
確認ができれば投票できます。

投票所へ行けない人は

◆ **期日前投票**
投票日当日に仕事やレジャーな
どで投票所へ行けない人は、期日
前投票ができます。

- ◆ **期日前投票**
なお、期日前投票は本庁または
各支所のどこでもできます。
- **期間** 12月5日④から12月15日
⑤まで(ただし、国民審査は12
月9日⑥から)。
- **時間** 〔本庁〕午前8時30分
から午後8時まで。〔各支所〕午
前8時30分から午後7時まで。
- **場所** 本庁または各支所。
- **持参するもの** 投票所入場券(入
場券がなくても投票できます)。

◆不在者投票・郵便投票

〔病院や施設に入院・入所している人〕
県の選挙管理委員会が指定した
病院や施設に入院・入所してい
る人は、それぞれの病院または施設
で不在者投票ができます。
指定病院や施設については、入
院・入所している病院または施設
へお尋ねください。
〔市外に滞在している人〕
投票日当日、仕事やレジャーな
どで市外に滞在している人は、郵

送による不在者投票ができます。
この制度を利用する人は、本庁
または各支所に備え付けの「不在
者投票請求書兼宣誓書」に選挙人
本人が必要事項を記入し、本庁・
選挙管理委員会事務局へ直接また
は、郵便で提出(FAX不可)し
てください。

その後、同事務局から選挙人の
滞在地に投票用紙などを郵送しま
すので、選挙人はその投票用紙な
どを持参し、12月5日④から12月
15日⑤までに、滞在地の選挙管理
委員会投票してください。

なお、この方法による投票には
日数がかかりますので、早めに手
続きをしてください。

【障がいがある人の郵便投票】

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者
手帳、介護保険被保険者証(要
介護5の人のみ)を持ち、公職
選挙法で定められている障がい
の程度に該当する人で、あらか
じめ市選挙管理委員会委員長に
申請し、「郵便等投票証明書」
の交付を受けていなければなり
ません(郵便投票の請求期限は
12月12日⑧まで)。
- ② ①に該当し、次のいずれかに該
当する人は、あらかじめ市選挙
管理委員会委員長に届け出た人

(選挙権がある人のみ)に代理で
記載してもらうことができます。
● 身体障害者手帳に、上肢または
視覚の障がいの程度が1級と記
載されている人。
● 戦傷病者手帳に、上肢または視
覚の障がいの程度が特別項症か
ら第2項症までと記載されてい
る人。

体の不自由な人は

目や体が不自由な人や字が書け
ない人は、投票日当日の投票所ま
たは期日前投票所で、係員に申し

点字投票

目の不自由な人は、点字による
投票をすることができます。点字
投票を希望する人は、係員に申し
出てください。

船員の選挙人名簿登録者は

船員で選挙人名簿登録証明書の
交付を受けている人は、期日前・

不在者・当日投票のいずれの場合
も必ず同証明書を提示してくださ
い。

開票

- 開票所の一般参観席では、開票
状況をご覧いただけます。
- **日時** 12月16日⑨午後9時か
ら。
- **場所** 市立稜南中学校体育館。
- ※詳しいことは、本庁・選挙管理
委員会事務局 ☎11111内線
1162へお尋ねください。

投票は衆議院小選挙区から

投票所では、最初に衆議院小選挙区選
出議員選挙の投票用紙を交付します。投
票用紙は【オレンジ色】です。『候補者名』
を書いてください。

次に、衆議院比例代表選出議員選挙(比
例代表)の投票用紙【白色】と、最高裁
判所裁判官国民審査の投票用紙を交付し
ます。

比例代表の投票用紙には『政党名』を
書いてください。また、国民審査の投票
用紙には、最高裁判所裁判官の氏名が記
載してあります。記入のしかたは、①やめ
させた方がよいと思う裁判官には、その
氏名の上の欄に『×』を書いてください。
②やめさせなくてもよいと思う裁判官に
は何も書かないでください。

投票

衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙には『候補者名』を記入します

投票

衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙には『政党名』を記入します

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙にはやめさせたい人のみ『×』を書きます